

2010年9月1日

受益者の皆様へ

マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

「マニュライフ・カナダ株式ファンド」
信託約款の書面決議に関するご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、弊社追加型投資信託「マニュライフ・カナダ株式ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）の投資信託約款（以下、「信託約款」といいます。）を下記の通り変更することを提案して、法令の定めに基づき書面による決議（*）をもって信託約款の変更を実施する予定であることをご案内申し上げます。

なお、変更内容及び手続きの詳細につきましては、本書のほか添付の「書面決議参考書類」に記載しておりますのでご高覧下さい。

* 書面による決議とは、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款の変更の内容が重大なものである場合は、受益者を対象に書面による決議を行い、可否を決める手続きをいいます。

つきましては、本書及び「書面決議参考書類」をお読み頂き、信託約款の変更に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款の変更の内容及び理由

添付の「書面決議参考書類」の1. 信託約款の変更の議案（新旧対照表）に記載の通り、当ファンドは決算日を原則として毎年1月15日としており、これを2010年10月15日以降、原則として毎年1月、4月、7月及び10月の各15日の年4回の決算日とする信託約款の変更を行います。

（本信託約款の変更の決議が可決されれば、2010年10月15日の決算日から適用の予定。）

これに併せ、信託の計算期間を毎年1月16日より翌年1月15日までのものを、毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、及び10月16日から翌年1月15日までと変更いたします。

なお、これらの変更に伴う信託事務の諸費用等及び信託報酬の支払い時期の変更についても、計算期間の変更に伴い一部記載の内容を改めます。

変更の理由は、収益分配金をお支払いする機会を増やすことにより、受益者及び投資者のニーズにお応えするためです。

2. 信託約款変更に係る書面による決議の日程及び手続き

①受益者及び受益権数の確定日	2010年9月1日
②書面による決議の行使の期間	2010年9月1日から2010年9月17日
③書面による決議の日	2010年9月21日（信託約款変更の可否決定日）
④信託約款の変更適用日（予定）	2010年10月15日（信託約款の効力発生日）

本書面による議決権の行使については、2010年9月1日時点の受益者の方（2010年8月30日までに購入の申込みをなされた方を含みます。）を対象にしております。

2010年8月31日以降に当ファンドの購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドの受益権を取得した受益者につきましては本議決権の付与はございませんのでご了承下さい。

本信託約款変更の決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

なお、上記の受益者数及び議決権数による賛成が得られず本信託約款変更の決議が否決された場合には、本ファンドの信託約款の変更を行いません。この場合、信託約款を継続する旨を本決議の日後、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

本信託約款変更に関する決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、上記決議の日の翌日以降弊社のホーム・ページ（<http://www.mlij.co.jp/>）でご覧いただくか、お取引先の販売会社で確認することができます。

3. 議決権の取扱いと書面による決議の方法

- 1) 賛否の表示のない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- 2) 同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承下さい。
- 3) 信託約款第43条（信託約款の変更等）第3項の規定に基づき、議決権を行使できる受益者が議決権を行使されない場合（議決権行使書面を送付いただかない場合）は、本信託約款変更の決議に賛成するものと取り扱いさせていただきます。

4. 議決権の行使の方法及び期限

同封の「議決権行使書面」に、賛成又は反対等の必要事項をご記入の上、下記宛にご送付下さい。

[送付先]

〒104-0031 東京都中央区京橋1-2-5 京橋TDビル7階

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

コンプライアンス部 「マニユライフ・カナダ株式ファンド」信託約款の変更に関する窓口

議決権の行使の期限：2010年9月17日（委託会社（弊社）到着分まで有効）

＊「個人情報保護の取扱い」

受益者の方にご記入いただいた内容又は当該内容を記載したリストについては、信託約款変更の決議のために弊社において使用するほか、以下の目的のために弊社、販売会社及び受託会社（再受託会社を含みます。）との間で、その内容を共有することにご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

- ① 販売会社において記入内容を確認するため
- ② 受託会社において後述の買取請求を請求された場合、買取請求の手続きを行うため

5. 反対受益者の買取請求手続きについて

本信託約款の変更が可決された場合、書面による決議において信託約款の変更に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産をもって公正な価格で買取りを請求することができます。

なお、当該買取請求は任意であり、買取請求により換金を強制されるものではありません。

換金せず当ファンドを引き続き保有すること、また議決権の行使期間中、買取請求期間中も通常の一部解約の方法により換金することも可能です。ただし、一旦買取請求を行った受益権については、その後一部解約の申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さい。

買取請求期間：2010年9月22日から2010年10月12日まで

お申込み場所：お取扱いの販売会社の窓口

買取り価格：受益者から特に異議がない限り、受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とします。（一部解約と同様に基準価額の0.2%の信託財産留保額が別途控除されます。）

なお、基準価額が当該受益者の個別元本を上回る場合は、一部解約による換金の場合に準じて、当該上回る額に対して所得税及び地方税が課せられます。

その他費用：受託会社から受益者のご指定銀行口座に買取代金を振り込みますので、その振込み手数料や計算書の郵送費用などは受益者の負担となり、買取代金から差し引いてお振込みいたします。

なお、買取請求は諸般の手続が必要となるため、通常の一部解約により換金する場合よりもお支払いまでに日数を要する可能性があります。

＊ 買取請求に関する手続きの詳細は、後日該当する受益者の方に弊社より直接ご案内申し上げる予定です。

本書に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

お問い合わせ窓口 電話番号：03-5204-7788

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

書面決議参考書類

1. 投資信託約款の変更の議案 (新旧対照表)

* 下線は変更部分を示します。

変更後	現行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 (略)</p> <p>2. 運用方法 (略)</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時 (<u>毎年1月、4月、7月および10月の各15日</u>。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。) に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第29条 この信託の計算期間は、<u>2010年10月15日以降、毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、および10月16日から翌年1月15日まで</u>とすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は2009年2月23日から2010年1月15日までとし、<u>2010年1月16日から始まる第2期は2010年10月15日に、2010年10月16日から始まる第3期は2011年1月15日に終了するものとします。</u></p> <p>(略)</p> <p>(信託事務の諸費用等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>④前項の場合において、第2項に定める諸費用とみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第32条 (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 (同左)</p> <p>2. 運用方法 (同左)</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時 (<u>毎年1月15日</u>。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。) に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第29条 この信託の計算期間は、<u>毎年1月16日から翌年1月15日まで</u>とすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は2009年2月23日から2010年1月15日までとします。</p> <p>(略)</p> <p>(信託事務の諸費用等)</p> <p>第31条 (同左)</p> <p>④前項の場合において、第2項に定める諸費用とみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、<u>毎計算期間の最初の6ヶ月終了日</u>および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第32条 (同左)</p>

<p>②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>(略)</p> <p>④委託者は、第 16 条第 1 項に規定するマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、第 2 項に基づいて委託者が受ける報酬から別途運用委託契約で定める 6 ヶ月毎にまたは同委託契約終了時に支弁するものとします。</p>	<p>②前項の信託報酬は、<u>毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに</u>信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>(略)</p> <p>④委託者は、第 16 条第 1 項に規定するマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、第 2 項に基づいて委託者が受ける報酬から<u>毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期間末または運用委託契約終了時に</u>支弁するものとします。</p>
---	---

2. 受益権の内容の変更又は受益権の価値への影響の内容及び相当性に関する事項

特にありません。

3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

2010年10月15日に本投資信託約款の変更がその効力を生ずるものとします。

4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件

本投資信託約款の変更の書面による決議が議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成を得られない場合には、本投資信託約款の変更は中止されます。

5. 投資信託約款の変更をする理由

「信託約款の書面決議に関するご案内」の“1. 信託約款の変更の内容及び理由”をご参照下さい。

6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にありません。

以上